

建築基準法施行令第百十二条第十六項の規定に基づく風道の耐火構造等の防火区画を貫通する部分等にダンパーを設けないことにつき防火上支障がないと認める場合

昭和四十九年十二月二十八日

建設省告示第千五百七十九号

改正

平成五年六月二五日建設省告示第一四四八号

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。)第百十二条第十六項の規定に基づき、風道の耐火構造等の防火区画を貫通する部分等にダンパーを設けないことにつき防火上支障がないと認める場合を次のように指定し、昭和五十年一月一日から施行する。

第一 令第二十条の四第一項第一号に規定する設備又は器具(以下「密閉式燃焼設備等」という。)の換気の設備の風道がダクトスペースに貫通し、かつ、当該風道及びダクトスペースが次に該当するものである場合

- 一 風道は、次に定めるものであること。
- イ 鉄製で鉄板の厚さが〇・六ミリメートル以上のもの又は建設大臣がこれと同等以上の耐火性能を有すると認めるものであること。
- ロ 主要構造部に堅固に取り付けるものであること。
- ハ 当該貫通する部分と耐火構造等の防火区画とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めるものであること。
- 二 ダクトスペースは、次に定めるものであること。
- イ 密閉式燃焼設備等の換気以外の用に供しないものであること。
- ロ 頂部を直接外気に開放するものであること。

第二 密閉式燃焼設備等の換気の設備の風道以外の換気の設備の風道がダクトスペースに貫通し、かつ、当該風道及びダクトスペースが次に該当するものである場合

- 一 風道は、次に定めるものであること。
- イ 鉄製で鉄板の厚さが〇・八ミリメートル以上のもの又は建設大臣がこれと同等以上の耐火性能を有すると認めるも

のであること。

ロ 第一の一の口及びハに定めるものであること。

ハ ダクトスペース内において二メートル以上の立上り部分を有し、かつ、当該立上り部分と耐火構造等の防火区画に堅固に取り付けるものであること。ただし、有効な煙の逆流防止のための措置を講ずる場合は、この限りでない。

ニ 他の設備の風道に連結しないものであること。

ホ 当該貫通する部分の断面積が二百五十平方センチメートル以下のものであること。

ニ ダクトスペースは、次に定めるものであること。

イ 換気(密閉式燃焼設備等の換気を除く。)以外の用に供しないものであること。

ロ 第一の二の口に定めるものであること。ただし、頂部に換気上有効な排気機を設ける場合は、この限りでない。

第三 密閉式燃焼設備等の換気の設備の風道が令第百十二条第十項本文の規定による耐火構造又は準耐火構造の外壁(以下「耐火構造等の外壁」という。)を貫通し、かつ、当該風道が次に定めるものである場合

イ 第一の一のイからハマまでに定めるものであること。

ロ 当該貫通する部分の断面積が千五百平方センチメートル以下のものであること。

第四 密閉式燃焼設備等の換気の設備の風道以外の換気の設備の風道が耐火構造等の外壁を貫通し、かつ、当該風道が次に定めるものである場合

イ 第二の一のイ、ロ及びホに定めるものであること。

ロ 直接外気に開放された開口部に第二の一のイに規定する構造を有し、かつ、随時閉鎖することができる設備を設けるものであること。

附 則

(平成五年六月二五日建設省告示第一四四八号)

この告示は、公布の日から施行する。